

原田処理場スカイランドHARADA多目的運動広場運営細則

平成15年度4月

細則第1号

(使用種目)

第1条 原田処理場スカイランドHARADA多目的運動広場(以下「施設」という。)の使用種目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 軟式野球
- (2) ソフトボール
- (3) サッカー
- (4) グランドゴルフ
- (5) キックベースボール
- (6) 豊中市長(以下「市長」という。)が特に認めたもの。

(使用許可)

第2条 施設の使用許可は、全面使用のみとする。

2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)は、1日4区分まとめて許可する。それ以外の日は、区分ごとに許可する。

3 使用許可を受けた後の許可内容の変更は、認めない。ただし、使用日の20日以前に申し出があれば、使用許可を取り消すことができる。

(使用時間)

第3条 原田処理場スカイランドHARADA運営要綱(平成15年4月7日制定。以下「要綱」という。)第5条第2号の規定による使用区分は、次のとおりとする。

- (1) 9時から11時まで
- (2) 11時から13時まで
- (3) 13時から15時まで
- (4) 15時から17時まで

(団体登録)

第4条 要綱第7条の規定により登録できる団体は、活動実績のある団体とする。

2 関係市町(要綱第1条に規定する「関係市町」をいう。以下この項において同じ。)に居住し、又は通勤する者で構成する団体であっても、関係市町以外の市町に居住し、又は通勤する団体が主体として使用する目的の場合は、登録できない。

3 登録する団体は、10名以上の団体として分割して登録できるものとする。

- 4 小・中学生主体の団体が分割して登録する場合、代表者は、満20歳以上とし、分割団体間で兼務できるものとする。
- 5 架空の団体での登録、前4項以外に他団体との重複登録、架空の登録者による登録などが判明した場合は、当該登録を取り消す。
- 6 団体登録は、使用年度の前年度2月に申込みを受け付ける。また、年度途中の団体登録の申込みについては、随時受け付ける。(土曜日、日曜日、休日及び12月28日から1月3日までを除く。)

(使用申込み)

第5条 要綱第9条による使用申込みは、奇数月の5日(以下「抽選日」という。)に翌月及び翌々月の2ヶ月分をまとめて受け付ける。ただし、複数申込みの場合は、抽選する。

- 2 抽選日が土曜日、日曜日及び休日の場合は、その翌日以降で最初のそれらの日に当たらない日に行うものとする。
- 3 抽選日に使用申込みのなかった日は、使用日の3日前まで、先着順で受け付ける。
- 4 使用申込みの受付は、猪名川流域下水道事務所で行う。

(その他)

第6条 この細則に定めるもののほか、施設の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この細則は、平成15年4月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。